

ご寄付のお願い

本校へのご支援をお考えのみなさまへ

本校は、戦後 1949 年に日本三育学院中学校・高等学校が開校した直後から約 20 年間茨城県日立市にあった日本三育学院中学校久慈川分校を 1969 年に同県行方市(当時は北浦村)に移して開校した北浦三育中学校を前身としています。北浦三育中学校はかの地での 50 年の歴史を経て 2019 年度末をもって千葉県大多喜町に移転し、2020 年 4 月からは、三育学院中学校として新たな歴史を刻むこととなりました。

三育学院中学校は、これまでの伝統を引き継ぎ、新しい時代に向かって、神に仕え人に奉仕する人物の育成に取り組んで参ります。本校の教育活動充実のために、皆様のご寄付をお願いいたします。

世界最大の必要

「世界で最も欠乏しているものは人物である。それは、売買されない人、魂の奥底から真実で、正直な人、罪を罪とよぶのに恐れない人、磁石の針が南北を指示して変わらないように、良心が義務に忠実な人、天が落ちかかろうとも正しいことのために立つ人、———そういう人である。」
(E.G.White「教育」)

寄付金募集要項

募 金 の 名 称	三育学院中学校募金
募 集 目 的	三育学院中学校の教育活動充実資金
募 集 目 標 額	毎年 1,000 万円
申 込 方 法	本校指定口座送金によるお申込み。
個 人 情 報 の 取 り 扱 い	本校個人情報保護方針により、個人情報の管理を行います。
そ の 他	この募金は入学を条件としたものではなく、任意の募金です。

ご送金方法

ゆうちょ銀行・郵便局でのお振込みをお願いいたします

ゆうちょ銀行・郵便局所定の払込取扱票に、下記をご記入いただき、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口・ATMからお振込みください。

口 座 番 号	00110-4-25327
加 入 者 名	学校法人三育学院
通 信 欄	御住所、お名前、三育学院中学校募金

ゆうちょ銀行ご使用の際の振込手数料については、寄付者のご負担とさせていただきますので、ご了承お願い申し上げます。

税制上の優遇措置

本学へのご寄付は、「税額控除制度(所得税額から控除額を差し引く方法)」と「所得控除制度(所得税額算出の基礎となる所得金額から控除額を差し引く方法)」のどちらかを選んで受けることができます。

寄付金による控除を受けるには、ご寄付された翌年の確定申告期間に、所轄税務署で確定申告を行って下さい。

個人の場合の所得税の寄付金控除

税額控除

税額控除は、所得控除に比べ小口の寄付金支出者への減税効果が大きくなります。寄付金額が年間 2,000 円を超える場合には、その超えた金額の 40%に相当する額が、当該年度の所得税額から控除されます。

$$(\text{年間の寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{\ast 2}$$

- ※1 年間総所得金額等の 40%を限度とする。
- ※2 年間の所得税額の 25%を限度とする。

所得税控除

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合には、その超えた金額に、当該年の所得金額に応じた税率を乗じた額が、寄付金控除額となります。

$$(\text{年間の寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{税率}^{\ast} = \text{寄付金控除額}$$

- ※所得金額に応じた税率(5.105～40.84%)

申請方法

確定申告期間に『寄付金領収証』と『寄付金控除に係る証明書(税額控除または特定公益増進法人の証明書)』を添付して、ご寄付された翌年に所轄税務署で確定申告を行ってください。

法人の場合

企業等法人からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入できます。損金算入にあたっては特定公益増進法人に対する寄付金(寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる)と受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入できる)とがあります。

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額を当該事業年度の損金に算入することができます。受配者指定寄付金による免税手続きには、上記事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。詳しくは、学校法人三育学院事務局までお問い合わせください。